

## 令和4年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱(案)

### (目的)

第1条 いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、ウィズコロナ・ポストコロナといった新たな価値観に着目しながら、地域の資源・強みを活かした「新たな観光スタイル」の確立に挑戦する、協議会会員が実施する観光宣伝事業等について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要綱に定めるところによる。

### (協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れの要件も満たす団体（以下「協賛対象団体」という。）とする。

(1) 以下の何れかに該当する団体であること。

- ア 協議会会員である観光事業者等
- イ 協議会会員である複数の観光事業者等で構成されている団体
- ウ 市町村等を構成員に含む団体

(2) 協賛対象団体の構成員であるすべての協議会会員が、令和3年度において予算に基づく負担金もしくは協賛金を完納していること。

ただし、県・市町村以外の会員についてはこの限りでない。

(3) 事業推進のための組織体制及び予算措置が構成員の合意に基づき明確になっていること。

### (協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業（以下「協賛対象事業」という）は、協賛対象団体が第5条の規定に定める期間に実施する事業のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、かつ、「いばらきアマビエちゃん（感染防止対策宣誓書）」を登録・実施箇所に掲示をする次の各号に掲げる事業とする。

(1) 次の何れの要件も満たす事業。（茨城DC事業応援プラン）

- ア 茨城デスティネーションキャンペーン（茨城DC）※のプレキャンペーン期間に指定された期間である令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間に実施する事業。
- イ 茨城DCのコンセプトである「アウトドア」、「食」、「新たな旅のスタイル」の何れかに沿う事業か又は茨城DCに向けた取り組みを行う事業。
- ウ 総事業費のうち事業者負担額が30万円以上の事業。
- エ 令和5年の茨城DCにおいて実施予定の事業。
- オ 拡充事業を実施する場合は、茨城DCのコンセプトに沿った新たな要素の追加や事業の見直しが明確な事業。
- カ 本協賛制度が適用となっている旨、広報媒体等に記載が可能な事業。

※ 茨城デスティネーションキャンペーン（茨城DC）

デスティネーションキャンペーンとは、JRグループ6社の宣伝媒体を活用し、開催地の魅力的な観光資源やイベント、おもてなしの取り組み等について、集中的な宣伝を全国で展開する国内最大規模の観光キャンペーン。本県は、「アウトドア」、「食」、「新たな旅のスタイル」をコンセプトに茨城の魅力を全国に広く発信し、誘客促進を図っていく。

○期 間： 令和5年（2023）年10月～12月

○キャッチコピー：「体験王国いばらき」

○コンセプト：「アウトドア」「食」「新たな旅のスタイル」

（2）次の何れの要件も満たす事業。（チャレンジ応援プラン）

ア 地域固有の資源を活用して実施する新たな観光宣伝事業であり、内容に新規性・独自性があり、観光誘客に資すると会長が認める事業。

イ 総事業費のうち事業者負担額が60万円以上の事業。

ウ 次年度以降において自走化予定の事業。

エ 本協賛事業が適用となっている旨、広告媒体等に記載が可能な事業。

（協議会の協賛）

第4条 協議会は、申請に基づき当該事業に必要な経費を決定し、その全部又は一部を負担することにより、協賛対象事業に協賛するものとする。

2 同一の協賛対象団体に対する協賛は、1回を限度とする。

（協賛の範囲）

第5条 協議会は、前条に基づき協賛対象事業について協賛する場合には、その事業実施に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の全部又は一部を負担する。

事業の種類	対象事業期間	負担割合	限度額
第3条 第1号	令和4年10月1日～ 令和4年12月31日	総事業費のうち 事業者負担額 の10/10以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業 50万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と150万円のいずれか低い額</li> <li>・拡充事業 30万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と150万円のいずれか低い額</li> </ul>
第3条 第2号	要綱制定日～ 令和5年5月31日	総事業費のうち 事業者負担額 の2/3以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業 100万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と300万円のいずれか低い額</li> <li>・拡充事業 60万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と300万円のいずれか低い額</li> </ul>

- ※ 「総事業費のうち事業者負担額」とは、総事業費から事業による収入（参加費、入園料等）及び協賛金等（本事業による協賛金を除く）を差し引いた額とする。
- ※ 協賛金は、総事業費のうち事業者負担額に負担割合を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は、端数切捨て）と、協賛限度額のいずれか低い額とする。  
ただし、事業経費のうち備品の購入（5万円以上）は、協賛対象外とする。
- ※ 協賛対象団体について、複数の市町村及び観光事業者等で構成される団体に県外団体が含まれても差し支えないが、協賛の対象となる事業費については、県外団体相当分を除く。

（協賛の申請）

第6条 協賛対象団体は、協賛対象事業の実施について協賛を求める場合は、当該事業の概要等を記した令和4年度新観光プロジェクト応援事業協賛申請書（様式第1号）を、下表の期間内に協議会に提出しなければならない。なお、予算の執行状況により、申請期間後に追加募集を行う場合は、事務局長が別に定める。

募集区分	申請期間
一次募集	要綱制定日～令和4年4月28日まで
二次募集	令和4年5月23日～令和4年6月30日まで

（協賛の決定）

第7条 協議会は、前条による協賛申請書の内容を事務局で審査し、適正と認められた場合は、当該協賛対象団体に対し令和4年度新観光プロジェクト応援事業協賛決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（協賛の変更及び中止）

第8条 前条の協賛決定を受けた者が、事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和4年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更/中止申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 協議会は、前条の申請の内容が適当であると認めた場合は、協賛対象団体に令和4年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更/中止決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（協賛の取消）

第9条 協議会は、次の場合において協賛対象団体への協賛の取り消しができるものとする。

- (1) 協賛申請書に係る事業が履行されない場合、あるいは履行されないことが確実であると会長が認める場合。
- (2) 協賛申請をした団体が協賛対象団体としての要件を満たさなくなった場合。
- (3) 協賛対象団体が申請した協賛対象事業と当該協賛対象団体の実施内容が異なる

場合。

- 2 前項の規定は協賛金の額を確定した後においても適用する。
- 3 第1項の規定による取り消しをした場合は、協賛対象団体に令和4年度新観光プロジェクト応援事業協賛取消通知書（様式第5号）を通知するものとする。

（協賛金の返還）

第10条 協議会は、協賛の取り消しをした場合において、協賛対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに協賛金が交付されている場合は、期限を定め、その返還を求めるものとする。

（新型コロナウイルス感染症における対応）

第11条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国または都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往來の自粛など行動制限が要請された場合等においては、その対象期間内の当該地域で実施される事業について、協議会は本事業の執行を中止・停止することがある。

- 2 前項の規定により、協賛対象事業を中止・停止した場合、協賛対象事業に生じた損害のうち、協議会が認めた事業について、協賛予定額の1/2の範囲内で協議会が負担するものとする。
- 3 協議会は、同条の規定により協賛を中止・停止した場合は、速やかに協賛対象団体に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 協賛対象団体は、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して60日を経過した日又は、令和5年5月31日のいずれか早い日までに、協議会に対し令和4年度新観光プロジェクト応援事業実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 協賛対象団体は、協議会から指示があった場合は、協議会総会等で実績報告を行うものとする。

（協賛金額の確定）

第13条 協議会は、前条の実績報告書について適当と認められる場合は、協賛金額を確定し、令和4年度新観光プロジェクト応援事業協賛金額確定通知書（様式第7号）により、当該協賛対象団体に通知するものとする。

（協賛金の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた協賛対象団体は、通知日から起算して14日以内に令和4年度新観光プロジェクト応援事業協賛金請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

（概算払い）

第 15 条 協議会は、事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

2 協賛対象団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 9 号）を協議会に提出するものとする。

3 協賛対象団体は、第 12 条による通知を受けたとき、既に支払を受けた協賛金が確定額を超えるときは、その超える金額について協議会の指示に従って返還するものとする。

（財産等の帰属）

第 16 条 協賛対象団体が、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該協賛対象団体に帰属するものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付 則

本要綱は令和 4 年 3 月 20 日から施行する。

付 則

本要綱は令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

付 則

本要綱は令和 4 年 5 月 26 日から施行する。